



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

第09号

## 人格権に基づく差止訴訟は控訴審へ 国賠訴訟次回期日は7月5日です

新型コロナ感染の拡大は収まる気配を見せません。東京などでは3度目の緊急事態宣言も発出されましたが、宣言発出前の4月14日、国家賠償請求訴訟の第7回口頭弁論が開かれました。さらに、それに先立つ2月10日・3月8日に人格権に基づく差止訴訟の口頭弁論が2回開かれ、こちらは3月24日に請求棄却の不当判決が下されました。

後者は早速控訴手続きに入り、前者の次回口頭弁論期日は7月5日となりました。あいかわらず外出しづらい日々が続いていますが、ぜひ裁判に注目し、傍聴にお集まり下さい。

### ◆人格権に基づく差止訴訟、結審・不当判決

さて、人格権に基づく差止訴訟ですが、第4回口頭弁論が2月10日、第5回口頭弁論が3月8日に、それぞれ東京地裁で開かれました。

ご報告しているとおり、原告側は、差し止めるべき儀式として「立皇嗣の礼」についても追加することを求めています。しかし国側はこれに同意せず、入り口論議で時間をとられているうちに、予算が執行されてしまい、もはや「訴えの利益はない」として門前払いになってしまうことを回避する手段として、「即位・大嘗祭」部分は訴えを取り下げ、「立皇嗣の礼」について新訴を提起していました。第4回口頭弁論期日の一週間前に国側から反論が提出され、第5回口頭弁論では、国側主張に対する再反論（第3準備書面）とともに、原告2名（天野恵一・矢野秀喜）の陳述書、大礼委員会議事録や報道記事などの書証を提出しました（別掲・矢野秀喜意見書参照）。

弁護団からは、吉田哲也弁護士が、一切認否をしていない国側の姿勢を強く批判し、それは宮中三殿という国有地にある宗教施設で、宗教行為としかいえない儀式を行ったことを「自白」したことに他ならない、と指摘しました。なお、第5回口頭弁論をもって「人格権に基づく差止訴訟」は結審しました。

3月24日に、地裁708号法廷で言い渡された判決（民事第25部・鈴木昭洋裁判長）は、残念ながらこれまでのやりとりが何だったかと思わせる不当判決でした。

13ページのうち実質的理由は2ページにすぎませんが、諸儀式は「個々の国民」に向けられたものではなく、たとえ宗教的感情を害するものであったとしても、「具体的権利侵害」はないとする、全く紋切り型の、国の主張をそのままぞったものでした。

報告集会では弁護団から、なんら拾うべき内容もない薄っぺらな判決である、「政教分離は制度的保障」といいながら、実質的に何者をも保障していない、との批判が出されました。この不当判決については控訴するとともに、内容的には国賠訴訟の方でも突っ込んで主張していくという方針が出されました。

### 国家賠償請求裁判 第8回口頭弁論

7月5日（月）14時30分～  
東京地方裁判所 103号法廷

\*終了後、日比谷図書文化館（日比谷公園内）にて  
報告集会（予定）  
積極的な傍聴支援をお願いいたします。

### 第33回政教分離訴訟全国交流集会のご案内

6月19日（土）13:00～18:00

\*今年の政教分離訴訟全国集会（札幌）は、基本的にオンライン開催となります。  
参加希望の方は下記まで。  
seikyobunri.asahikawa@gmail.com

## ❖国家賠償請求訴訟第7回口頭弁論

国賠請求訴訟のほうは、4月14日に、地裁103号法廷で第7回口頭弁論がもたれました。

前回弁論で、事前の通告もなく、裁判長が武藤貴明という人物に代わりましたが、今回も左陪席裁判官が交代しています。

これに先立ち、2月10日、原告団は、東京地裁に対して「告知なしの裁判長交代に関わる抗議」の申し入れをしていました。突然の裁判長の交代（しかも所属部も異なる）で、当日は、弁論更新も形式的な手続きにとどまらざるを得なかった、「日本国憲法が『裁判所において裁判を受ける権利』を保障しているゆえんは、単に書面が綴られることだけで裁判がなされるのではなく、裁判体の前で陳述がなされていることの重要性を示しているといわねばならない。形式的な『弁論の更新』でなく、交代した裁判体に原告の生の声を届けることは日本国憲法の定める裁判が真に生かされる道であるといえよう。／我々はこの裁判所の姿勢に抗議すると共に、次回弁論にあたって、あらためて原告側の意見陳述の場を求めるものである」という趣旨で申し入れをしました。

その要求は認められ、第7回口頭弁論においては、原告（桜井大子）の意見陳述が行われました（別掲・淵田芳孝傍聴記、桜井大子意見書参照）。「国民こそって祝う」儀式であることが、天皇制に反対の意志を持つ少数者に対して具体的な圧迫になっていることが主張されました。続いて弁護団が

ら、まずは天皇論についての事実関係を精緻に展開し、儀式内容とその宗教性が、政教分離・主権在民原則といかに抵触するかについて展開していきたいと、今後の立証計画について述べられました。

なお原告側は、差止請求と同様、「立皇嗣の礼」と「国民祭典」に関しても「訴えの追加的変更」を求めています。この日武藤裁判長は、「儀式の基礎の同一性という点で厳しいものがある」との判断を示しました。そうになると、現在進行している「即位・大嘗祭」についての国賠訴訟とは別に、新しく「立皇嗣の礼」と「国民祭典」に関する国賠訴訟を提起しなければならなくなります。すかさず浅野史生弁護士が、新訴を提起しても、ふたつの国賠裁判を併合してもらえるのか、と裁判長に問うと、明確な回答はないものの、訴状を見て判断することになる、と可能性を否定しない口ぶりでした。

\*

最後に。今号のニュースに同封しましたが、訴訟の会として、裁判の趣旨や問題意識などを簡単にまとめたカラーのリーフレットを作りました。提訴からすでに2年半がすぎましたが、コロナ状況もあってなかなか訴訟支援の輪を広げていくような取り組みもかかないません。複数枚同封しましたので、お知り合いの方にお渡し下さい。また、まとまった部数を引き受けてもいいよという方は、ぜひご連絡下さい。

そして次回弁論期日への傍聴支援を、なにとぞよろしくお願いします。

## これからが、ある意味 本番の違憲訴訟

淵田芳孝 ●原告（東京都）

即位・大嘗祭違憲訴訟の会ニュースを見返すと、2018年10月1日付で原告募集、11月9日締切り、同日夜文京シビックセンターで「立ち上げ集会」が開催されている。「立ち上げ集会」に参加した記憶はあるので、わたくしが関わりをもったのは、10月末くらいだと思う。するとまだ3年未満なのだが、途中新型コロナで裁判がストップしたこともあるせいか、もっと長く関わっているような気がする。

この間、19年2月25日の第1回口頭弁論を皮切りに、退職後ということもできるだけ傍聴に参加してきた。4月14日の国賠訴訟は第7回期日だった。

わたしは主に憲法の主権在民原則との関係で天皇制に反対しているが、桜井さんの意見陳述の『「祝日」とすることで『祝意』を強制し』という部分で、たしかに違和感を抱

いたのはこういうできごとだったなあ、と天皇制反対の原点を思い出した。88年秋からの昭和天皇下血騒動と歌舞音曲や祭りの国民の「自粛」、あげくの果てに死亡した1月7日には民放の生命線のはずのCM全面自主規制が実施され、この国の天皇制「支配」の現実を目の当たりにさせてくれた。

終了後、いつものように弁護士会館1階ホールで報告集会が開催された。裁判の傍聴は証人調べでもない限り、公開とはいっても書面のやりとりだけなので、次回期日を最も早く確実にわかるくらいがメリットで、応援団として参加する意味合いが大きい。

そこで傍聴者は、報告集会でその期日の意味や今後の見通しをお聞きし、はじめて今日の裁判のことがわかるので重要だ。この日は酒田弁護士から、裁判には理屈の主張と事実主張の二つの局面があるが、次回からいよいよ事実の指摘のフェイズに踏み込むとの解説があった。天皇制がいかに機能してきたか、どういう儀式として行われてきたのか、歴史的事実即して主張することだった。

天皇制の「事実」についてということなので、わたしには大いに勉強になりそうだ。公開して差支えない部分はぜひウェブにアップするなどして、広めていただきたい。

## 原告意見書

### 矢野秀喜

\* 2021年3月8日、「人格権に基づく差止訴訟」第5回口頭弁論において提出した書面です。

原告の矢野秀喜です。結審に当たって意見を述べさせていただきます。

私は、1990年代半ばから、韓国人の元徴用工など戦時労務動員の被害者や、軍人・軍属として戦場に送られた人たちが戦後補償を求めて起こした訴訟の支援を行ってきました。その中で分かったこと、気づいたことを申し上げます。

労務動員にせよ、軍事動員にせよ、日本が1930年代初めから始めた侵略戦争を「総力戦」として戦うために、不足する労働力、兵士・軍要員を植民地から補充するというものでした。

日中戦争が長引き、泥沼化する中、兵士の損耗が大きくなり、日本政府はそれを補うために農村、事業所から多くの青年を兵士として徴兵し、戦場に送らざるを得なくなりました。そして、その労働力の穴埋めを、植民地出身者でまかなわざるを得なくなったのです。1939年～1945年にかけて「労務動員計画」を毎年度閣議決定し（1942年からは「国民動員計画」と改称）、必要とされる労働力を、必要とする事業所に配置するために政府－朝鮮総督府が一体となって労務動員を進めました。その数は70万人から80万人に及びました。

軍人としての動員は、はじめは「志願兵」制度で始めましたが、最後は、それでは兵力補充が追いつかず植民地出身者にも徴兵制を適用するに至りました。戦場に兵士または軍属・軍夫などとして動員された数は30数万人にのぼりました。

植民地出身者にとっては、日本の戦争は自分たちの国、自分たちの生活とは何の関係もないものでした。すすんで遠い日本に働きに行くことを望んだ人は多くはありませんでした。ましてや日本軍の兵士・軍属として戦場に行くことを希望するなどということはほぼあり得ないことでした（「志願兵」制度も「志願」とは裏腹の強制を大なり小なり伴っていました）。

このような中で動員を進めるために、日本政府は、「内鮮一体」のかけ声のもとに「皇民化」政策を進めました。神社参拝を強制し、「私共八大日本帝国ノ臣民デアリマス」という3カ条からなる『皇国臣民ノ誓詞』を毎朝学校で斉唱させました。「内鮮共学」を強調し、日本と同じ教科書を使い、朝鮮語を正課からなくし、日本語常用を強要しました。さらには、天皇家を宗家とする家父長体制に朝鮮人を組み込むために、「創氏改名」を実施し、実に朝鮮人の約80%が日本名に改めたのです。

そして、それでも容易に動員が進まない中で、様々な手法を用い、強制的に動員を行ったのです。

私は、強制動員された元徴用工、遺族の起こした訴訟の支援に携わりました。1件は遺族が起こした訴訟で、その請求趣旨は亡くなった父親・叔父の遺骨の返還、未払い賃金等の支払いでした。旧日本製鉄・釜石製鉄所に動員され、戦争末期に連合軍の艦砲射撃で亡くなった朝鮮人徴用工の遺骨は遺族に届けられていなかったのです。未払い賃金なども勝手に供託され、その事実も遺族には知らされていませんでした。遺族たちは、自分の親がいったいどこに連れていかれ、どうなったのか、その生死すら知らされないまま長い戦後を過ごしていました。

もう1件の訴訟は、旧日本製鉄・大阪製鉄所に動員された元徴用工本人が起こした訴訟でした。原告は未払い賃金、強制貯蓄させられた貯金の返還等を請求しました。裁判所は、別会社論や、請求権協定で請求権は消滅した等の理由でその請求を棄却しました。しかし、元徴用工が不法な強制労働を強いられたという事実は認定しました。

軍人・軍属として動員された人たち、その遺族が起こした訴訟の支援も行いました。被害者原告たちは、賃金の未払い、遺骨未返還、戦死公報不送付、戦傷病者戦没者遺族援護法の給付金不支給、靖国無断合祀、等の被害を受けていました。戦争に動員しておきながら、戦死した事実も遺族に知らせず、遺骨も返さず、靖国神社にだけは遺族に断りなく「創氏名」のまま合祀した、こんな被害例が幾つもありました。遺族は、戦後も帰ってこない夫、父、兄を待ち続け、生死不明のため葬儀を行うことも、墓をつくることもできなかったという例もありました。

しかし、裁判所は被害者の訴えを棄却しました。理由としては、時効、日韓請求権協定による請求権消滅などがあげられました。

これが「内鮮一体」、「一視同仁」、「皇民化」政策の実態、なれの果てです。

忘れてはならないのは、これらの戦争は「大元帥」たる天皇の名のもとに開始され、戦われた戦争であったという事実です。そして、労務動員であれ、軍事動員であれ、朝鮮人は同じ「皇民」、「帝国臣民」として動員されたのです。朝鮮人が、このような扱いをされた淵源は、当然のことながら日本の「韓国併合」にありました。併合条約には、「兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スル」と書かれていました。しかし、朝鮮植民地支配は、人々に「幸福の増進」をもたらさしませんでした。「東洋の平和」を確保するどころかアジア全域を戦火にまきこみました。そして、この韓国併合も、天皇の名の下に強行されたのです。

天皇という存在が、朝鮮半島の人のびと、韓国国民にとっていかなるものであるのか。私たちは、このことを上記の

事実を踏まえて考え、問うていく必要があると思います。

現行の日本国憲法は、1946年の第90回帝国議会で制定されました。

この第90回帝国議会に出席し、日本国憲法制定に関わった衆議院議員は、同年4月10日の戦後第1回総選挙で選出されました。この選挙は、前年45年12月に成立した改正衆議院議員選挙法に基づき実施されたものです。この改正法は、一方で女性の参政権を認めるなど戦後民主化を反映したものでしたが、他方で植民地出身者と沖縄県民等の参政権「停止」を含むものでした。その結果、憲法制定議会から朝鮮人、台湾人、沖縄県民等は排除されていました。つまり、日本国憲法は、大日本帝国憲法改正の体裁をとりつつ制定されましたが、同じ「皇民」であった沖縄（琉球）、朝鮮、台湾出身者はそこから排除されていたのです。

こうして制定された日本国憲法が施行される前日の1947年5月2日、日本政府は「外国人登録令」で朝鮮人、台湾人を「外国人」とみなすことにしました。そして、1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約発効の日、今度は、朝鮮人、台湾人の日本国籍を完全に剥奪しました。

確かに、1945年8月15日の日本の敗戦により、朝鮮は解放され、実質的に独立を回復していました。ただ、日本政府は朝鮮の分離独立はサンフランシスコ平和条約第2条によるとの立場をとってきました。しかし、「皇民」たる朝鮮人については、「分離独立」前に、先ず選挙権を停止し、続いて「外国人」扱いにし、最後に日本国籍を剥奪するという手続きを一方向的に進めました。彼らに「国籍選択権」は与えませんでした。

このように沖縄県民や植民地出身者を排除して制定した日本国憲法の第1条で、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と規定され、その地位が保障されました。戦犯として責任を問われることも、朝鮮植民地支配の責任を追及されることもありませんでした。それどころか「象徴」という地位が与えられたのです。

ただし、その地位はあくまで主権者たる「日本国民の総意」に基づくものとされました。また、「国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（第4条）とも規定されました。しかし、いずれにせよ、現行憲法は一方で国民主権を謳いながら、他方で天皇には特別の地位を保障したのです。

このような天皇と植民地出身者に対する扱いの圧倒的な非対称性を見るとき、この国が過去の植民地支配について清算していないことが分かります。

このような中、2016年から2020年にかけての「天皇代替わり」のプロセスを見るとき、違和感を覚えざるを得ません。

2016年8月8日、明仁天皇（当時）はNHKを使って「天皇メッセージ」を明らかにしました。それは、高齢により「公

的な天皇の務め」が困難となったので、「生前退位」を望む、というものでした。「生前退位」は皇室典範に規定はなく、それを実現するためには法改正が必要となります。つまり、憲法上、「国政に関する権能を有しない」はずであるにも拘わらず、明仁天皇は、事実上国会に対し法改正を求めたのです。これは明らかに、憲法の規定を逸脱する「政治行為」でした。

しかも、そのメッセージは、憲法、法律上の根拠を持たない「天皇の公的な務め」をさらに継続するという意図から出たものでした。明仁天皇は、被災地訪問－被災者激励、戦地巡礼などの「国事行為」いがいの「公的な務め」を積み重ねることにより、象徴天皇としての地位を確立し、天皇制の安定的な存続を図って来ました。

それは成功裏に進み、国民の広い支持を得てきています。明仁天皇はそれを踏まえ、「生前退位」して自らが生きるうちに、次の天皇にそれを継承しようとしたのです。憲法上、天皇が国民のために行うべき行為と定められているのは「国事行為」（10事項）だけです。

しかし、明仁天皇夫妻は、それを実行するだけでは象徴天皇としての地位の安定、国民への浸透は図れないと考え、「公的な務め」の範囲を広げて来られました。そして、それを継続していくために「生前退位」を行う、これは憲法の規定から外れる行為と言わざるを得ません。

また、「代替わり」の過程で執り行われた一連の儀式は、そのほぼすべてが宗教（的）儀式でした。「退位」、「即位」に関わる儀式は、退位・即位を天照大神などに報告し、それに伴って三種の神器を返上したり、受け取るという儀式であり、大嘗祭は新天皇が初・新穀でつくった酒などを天照大神などに捧げる神事にほかなりません。それを政府主催の行事、国事行為として執り行うなどということは政教分離に反する行為と言うべきです。立皇嗣の礼も同様です。

私は、上記のとおり「代替わり」とそれに伴って実施された儀式は、いずれも憲法の規定を逸脱するものであると考えます。

私は、国民の「象徴」としての天皇は、あくまで憲法の規定に基づいて行動するべきであると考えます。

植民地出身者に対しては今も、公然たる差別が政府自身によって行われています（高校無償化からの朝鮮学校除外など）。また、私が支援した韓国人元徴用工、元軍人・軍属、その遺族らの訴えを棄却したことは、明らかに憲法14条や29条などに反するものであると確信しています。

私は、一方で天皇に対しては「超法規的」な振る舞いや違憲の「代替わり」儀式の挙行が容認されつつ、他方で元「皇民」であった韓国人元徴用工や軍人・軍属らに対しては、その切実で、根拠のある訴えが易々と切り捨てられることを理不尽と考え、恥辱であるとも思っています。

裁判長におかれましては、上記の陳述を受けとめていただき、一連の「代替わり」の儀式とそれに対する国費の支

給を差し止めるご判断を下していただきますようお願いいたします。

### 桜井大子

\* 2021年4月14日、「国賠請求訴訟」第7回口頭弁論において陳述した書面です。

私たち原告は、皇太子が天皇になるための儀式や行事を国家行事として行うこと、国家行事でなくとも税金を投入したり、国が関わることに異議申し立てしてするその理由に、憲法で保障されている政教分離原則や主権在民原則、思想良心の自由が大きく侵害されるということ掲げている。そしてこれらが侵害されることに、侵害されたと感じる者は多大な苦痛を与えられている。

この訴えに対して国は、差止訴訟において「原告らが、人格権として主張するものについては具体的権利性が認められないか、あるいは、その侵害が認められない」と反論した。その理由に、窪田充見編集『新註釈民法(15)』を参考に、「生命・身体・健康、身体の自由及び性的自由の侵害等のように直接支配性ないし独占排他性を備えた権利・法益については、人の生存に不可欠な基本的法益であって、絶対的保護が要請されるのに対し、それ以外の権利・法益については、特定の態様による侵害に対してのみ保護されるなどとされているように、一定の侵害が認められることが必要とされている」とし、原告の訴えに対して「本件諸儀式等は、個々の国民にむけた行為ないし処分ではなく、個々の国民の人格権に対する圧迫・干渉を生じさせるようなものでもないのであって、そもそも、その性質上、原告らの人格権に対する侵害を生じる余地がない」と述べた。

踏みつけられた者の痛みは、踏みつけている者には理解できない。その典型的な答弁に聞こえる。

私は、天皇即位関連儀式はすべて「個々の国民にむけた行為」であると考え。そうでないならば、一体どういう行為なのか。原告らの納得が得られるような説明を願いたい。

なぜ、「国民こそって祝う」といった政府の言葉がメディアを通して流されるのか。なぜ「祝意」の表明について、「国民」にあまねく知らしめるような形で文科省から自治体や学校に通達を出すのか。期待されることは「個々の国民」がこそって祝うことではないのか。そして、なぜ、それに異議申し立てする人々に対して、天皇を信奉する人々は、暴力的な態度で挑んでくるのか。なぜ警察は彼らの暴力を見逃すのか。

国が関与し、国費を使った盛大な儀式は、国の関与と税金投入というだけで絶大な価値と正当性が付与され、天皇即位のための諸儀式は行われるべきという考えに多くの人を誘導し、そういった認識を強くさせる。そしてこの諸儀

式は豪華絢爛、かつ「厳か」で、権力者たちが居並ぶようなものであればあるほど、その効果はより大きくなる。だからこそ、そのような儀式を模索し、その儀式の様子はマスメディアやSNS、街頭の大型ビジョンなどを通して、多くの人々が目にするようになされるのだ。

その逆ベクトルとして、そういった儀式とその映像化や広報は、天皇制や天皇のための諸儀式に反対する個々の人々の口を封じる力に大きく貢献している。異議申し立てを表明する人々に対し、儀式を当然と考える人々の一部からは「非国民」「日本から出て行け」「殺せ」といった言葉が実際に投げつけられているのだ。その立場にある私たちはそのことを強く肌で感じている。国が関与し税金で行われる儀式が、異議申し立てする個人への圧迫・干渉へとつながっていることは間違いない。

天皇は国の制度の中に位置づいているので、国は法が許す範囲で天皇という制度に関与することになるだろう。同時に、国の制度であれば、その制度への異議申し立てが出るのも当たり前である。それは主権者の権利であり、しかもそれらが違憲・違法であると考えた者がそれを表明することは、そう考えた者の義務でもあろう。だから多くの人たちが異議ありの声を上げた。

なぜ、天皇が代替わりするというだけで、これだけの高額な儀式を行う必要があるのか。今回の天皇の「退位」と「即位」は、言うなれば天皇職の交代であり、一般的には「辞任」と「就任」と呼ばれるものである。通常ならば辞令を出しておしまいであり、お疲れさま会と就任祝いが行われる程度だ。国家公務員並みのそれを行い、ベタ記事程度の報道でも十分すぎるような話であると思う。そのように思う個人が少なからずいるのだ。だから、各地でこの即位関連行事に異議申し立てする人たちの声が上がった。そしてやはり、その声に対しては脅迫まがいの圧力を感じさせる現実がある。その異常さに恐怖を感じない方がおかしい。

またこの恐怖は、直接目の前にある脅迫や暴力以上に、それらの脅迫や暴力を導き出し、その脅迫・暴力に正当性を与えているかのような錯覚を作り出す、天皇を絶対的存在と思わせるような形でなされる諸儀式や、それを作り出す国のあり方に対する方が大きいということも、付言しておきたい。

法を超えていると思われる儀式が莫大な税金を投入する形で執り行われ、天皇即位に祝意を表明するための「祝日」が制定され、私たちの代表としてある首相や閣僚、国会議員等々が最敬礼する形で天皇の宗教儀式に臨むことに、私たち原告は、自らが信じる主権在民原則や平等主義、政教分離原則が踏みにじられることに怒りや恐怖とともに、大きな痛みを負っている。だからその違憲性を訴え、儀式の中止を求めたのだ。

近代天皇制の戦争の歴史や、戦後の現在に至るまでの天皇を象徴とする制度が持つ身分制による差別構造、宗教性、

世襲制度、男子主義等々に対してまったく合意できない人々、それらを違憲の制度であると考え人々がいる。天皇制反対の意思表示をしている人は世論調査でも1割近くいるのだ。そのうち318人である個々人が原告である。憲法で認めた範囲を超えて、あるいは憲法の範囲内であったとしても、そのように合意できない部分を内包する天皇の儀式に国が多大な税金を投入し、「祝日」とすることで「祝意」を強制し、主権者や国の代表が「臣下」として天皇の儀式に関与することは、違憲で理不尽な行為であることを、この国に生き、社会的責任ある存在として、思想・良心に

基づく痛みを根拠に訴えている。

現憲法が保障する、政教分離原則、主権在民原則、平等主義、思想良心の自由を信じ、それらをよりどころに日々生きている者が、「天皇即位関連行事」によってその全てが踏みじられたと考えている。これは、具体的な権利性の侵害であると考えている。また、人は目に見えるものだけを糧に生きているわけではない。憲法は、目に見えない権利も、人が生きるに必要な具体的な権利として保障しているはずだ。その目に見えない具体的な権利侵害とそれによる痛みをも、どうか読み取っていただきたい。

## 関千枝子さんの急逝を惜しむ

岡田良子 ●事務局

2月21日、私たち訴訟の会の関千枝子さんが88歳で急逝されました。来週の・来月・再来月・ずーっと先までの講演、法廷、集会、事務作業、原稿書き出版の約束など、びっしり詰まった活動予定をこなしている最中でした。ご本人も多分気付かずに他界されてしまったのではないのでしょうか。亡くなられたのは残念ですが、関さんらしい熱い去り方ではないですか。

勤労働員で被爆させられた学友たちのむごい姿、無残な死を現場で見、13歳で死んでいく友達の無念さ悔しさをご自分のものと考えることが、関さんの市民活動の原点にあったと思います。立派な正義感や理論的平和論でなく、普通に暮らしたい一人ひとりの命を、生きてきた証しを大切に考えられる人間らしい社会を求める活動家でした。

関さんは毎夏ヒロシマに行き、中学生や若い世代の人たちに、生き残った被爆当事者として、被爆の実体験・消えることのない心の重さを伝え続けてこられました。私も一度、同行させていただきました。公園らしく整った平和公園・平和大通りを歩きながら「ここは火の海だった。この地面の下には埋葬しきれなかった被爆死者がたくさん埋まっているはず、この川はね、死体がいっぱいだったの」。街のあちこちにある被爆死した動員学徒の学校ごとの追悼碑を巡って一つ一つの校名を言い、碑石に触れて説明する関さんの顔は、8月の炎天下なのに白く引き締まっていました。まだ12、3歳なのにおどろおどろしい状況で生を絶たれた子どもたちの無念と遺族の嘆きを想う関さんの姿は特別でした。

関さんとは小泉・石原靖国参拝違憲訴訟の会で出会い

ました。そして著書『広島第二県女二年西組』を読み、12、3歳で勤労働員された級友たちが被爆死させられただけでなく、さらに靖国神社に殉国の神として合祀され「天皇の国体を護った英霊」と顕彰して遺族をなだめ戦争美化にまで利用されてしまっていることに対する腹の底からの彼女の怒りを知りました。



関さんの素晴らしいのは、一人身内だけで怒りを燃やすのではなく、子ども達や若い人たちと一緒に被爆地を巡る行動を続けたり、講演や学習会、そしてたくさんの著書で、理不尽な政治問題を投げかけ、あっちにもこっちにも仲間をつくって共に闘っていく姿勢です。

歯に衣着せぬストレートな発言、高齢になってもどこへでも出かけて思いを伝え、求められれば誰とでも親しく話し合い、次の世代に広く闘いをつなげて行こうとされてきた充実の人生を貫徹されたと思います。素敵な先輩を失い残念です。



## 【即位・大嘗祭違憲訴訟の会 2020 年度会計報告 (2021 年 3 月末)】

収入科目		内訳	支出科目		内訳
原告年度会費	378,000		弁護団関連諸費	404,000	
支援者年度会費	140,000		提訴印紙費	27,000	
カンパ	719,703	安倍靖国参拝違憲訴訟の 会カンパ503,703円含む	通訳翻訳費		
その他			学者意見書		
借入			印刷費	11,104	
			通信費	228,868	
			会場費	6,000	
			事務費	8,046	
			交通費		
			諸雑費		
			予備費	20,100	靖国抗議アジア訴訟団 団体会費、慶弔費
利子	7				
前年度繰越金	1,049,440		次年度繰越金	1,582,032	
合計	2,287,150		合計	2,287,150	

収入： 1,237,710  
 支出： 705,118  
 単年度決算： 532,592

## 【原告会費納入とカンパのお願い】

前号会計報告でお知らせした通り、即位・大嘗祭違憲訴訟は「複数」の訴訟から成り立っており、弁護団もかなり負担を強いられています。

現時点で訴訟費用・弁護士費用の立て替えもあり、今後本格化する口頭弁論のための費用が必要になります。

\* 2021 年度会費のご送金をお願いします。また、2020 年度の年会費未納の方も、あわせてお願いします。(一口 3,000 円)、支援カンパも大歓迎です。



郵便振替口座番号：00120-3-293255  
 加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

## 活動日誌 (2 月 - 5 月)

2 月 3 日 (水) 弁護団会議  
 2 月 9 日 (火) 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第 1 回口頭弁論 (京都地裁)  
 2 月 10 日 (水) 原告団として、東京地裁に対して「告知なしの裁判長交代に関わる抗議」申し入れ  
 人格権に基づく差止訴訟差し戻し審第 4 回口頭弁論 (東京地裁 708 号法廷)、報告集会 (弁護士会館) / 弁護団会議  
 2 月 22 日 (月) 弁護団会議  
 3 月 1 日 (月) 弁護団会議  
 3 月 8 日 (月) 人格権に基づく差止訴訟差し戻し審第 5 回口頭弁論・結審 (東京地裁 709 号法廷)、報告集会 (弁護士会館) / 弁護団会議

3 月 24 日 (水) 人格権に基づく差止訴訟差し戻し審判決言い渡し (東京地裁 708 号法廷)、報告集会 (弁護士会館)  
 3 月 25 日 (木) 弁護団会議  
 4 月 5 日 (月) 弁護団会議  
 4 月 6 日 (火) 人格権に基づく差止訴訟控訴状提出  
 4 月 14 日 (水) 国家賠償請求裁判第 7 回口頭弁論 (東京地裁 103 号法廷)、報告集会 (弁護士会館) / 弁護団会議  
 4 月 20 日 (火) 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第 2 回口頭弁論 (京都地裁)  
 4 月 27 日 (火) 弁護団会議  
 5 月 10 日 (月) ニュース 09 号発送、第 14 回事務局会議